

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前々回から排出事業者が特に気になさる「委託契約」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、産業廃棄物の運搬を委託する際に受託者が積替保管を行う場合、委託契約書に記載しなければならない事項として正しいものには○を、間違っている(法令では規定されていない)事項には×をつけなさい。

- a 積替保管を行う場所の所在地
- b 積替保管を行う産業廃棄物の種類
- c 委託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物である場合は、積替保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- d 積替保管のための保管上限
- e 積替保管のための保管の高さ

【解説】

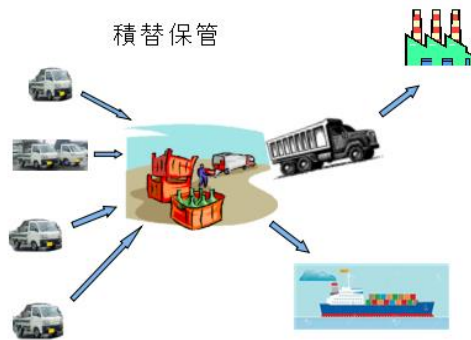
運搬を委託する場合で、受託者が積替保管を行う場合については、省令8条の4の2第4号において、「産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限」と規定されていることからa、b、dは該当する。さらに、安定型産業廃棄物の運搬を委託する場合には、当該安定型産業廃棄物が他の廃棄物と混合することにより安定型産業廃棄物としての処分に支障が生ずる場合も考えられることから、省令8条の4の2第5号において、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの委託者の許否等についても記載することと規定されている。よってcも該当する。

正解 a～d○、e×

なお、これはあくまでも委託契約書に記載すべき事項です。「保管の高さ」は契約書の記載事項にはなっていませんが、積替保管の基準としては規定されていますから、収集運搬業者は当然「保管の高さ」も守らなければなりません。初心者の方や排出事業者で「積替保管」を承知していないという方もいらっしゃるかもしれないのでちょっと道草を。

本来、廃棄物は排出事業者のところで車両に積み込んだら、処理施設(焼却炉や埋立地など)に直送するのが原則です。ところが、排出場所が路地が入り組んだ場所で大型車両が入れない。そのため運び出すには軽トラしか使えない。しかしながら、そこから出た産業廃棄物は300キロも離れた長野県の焼却炉で処理する。軽トラで300キロも運ぶのは極めて効率が悪い・・・といったケースでは、軽トラで集めた後で、一旦一箇所に降ろして、改めて20トントレーナーに積み替えて、遠くまで運ぶ。この「降ろして積み替える」ためには必ず一旦「保管」する必要がありますよね。この積み替えるために保管する行為を「積替保管」と呼ぶのです。

～廃棄物処理問題～



この「積替保管」は収集運搬業の「事業の範囲」になりますから、「積替保管無し」から「積替保管有り」に変更する際は「変更許可」になります。さらに、産業廃棄物収集運搬業の許可は原則、都道府県知事の許可なのですが、この「積替保管」を政令市（廃棄物処理法の政令で定める市、ということで中核市以上がこれに該当します。栃木県内では宇都宮市が政令市になっています。）内で行う時は、政令市長の許可となっています。
では、復習を兼ねて、収集運搬業の基本問題から。

Q、茨城県で発生した産業廃棄物を茨城県で車両に積み込み、そのまま福島県を通過して、山形県の最終処分場で降ろして、埋め立てる。収集運搬業の許可の必要な県の組合せで正しいものはどれか。

- (1) 茨城県と山形県
- (2) 茨城県と福島県
- (3) 茨城県と福島県と山形県
- (4) 福島県と山形県
- (5) 茨城県

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可は、積み込む場所と積み卸しを行う場所を管轄する許可権限者ごとに必要であり、単に通過する県では不要である。なお、積替保管を政令市内で行う時は政令市長の許可となる。

正解 (1)

では、今回の宿題はこのあたりで出してみましようか。



宿題Q

福島県郡山市で発生した産業廃棄物を、郡山市内でいったん積替保管を行った後に再度郡山市で積み込み、いわき市を通り、会津若松市の中間処分場に搬入する収集運搬業を営むとき、収集運搬業の許可が必要な自治体の組み合わせで、正しいものはどれか。なお、郡山市といわき市は廃棄物処理法政令市となっているが、会津若松市は政令市にはなっていない。(令和2年8月現在)

- (1) 福島県のみ
- (2) 郡山市と福島県
- (3) 郡山市と会津若松市と福島県
- (4) 郡山市と会津若松市といわき市
- (5) 郡山市と会津若松市といわき市と福島県

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。